

One ID 導入に向けた個人データの取扱検討会設置要領

(目的)

第1条 One ID のシステムでは、旅客の顔画像やパスポート情報、搭乗情報等の個人データを取得、使用することから、旅客の個人データの取扱について個人情報保護の観点からの検討が必要である。そのため、One ID システムにおける個人データの取扱いを整理したガイドラインを策定することを目的とする。

(名称)

第2条 本会は、「One ID 導入に向けた個人データの取扱検討会」と称する。

(構成)

第3条 本検討会は、別紙に掲げる構成員及びオブザーバーで構成する。

(座長の任命等)

第4条 本検討会に座長を1名置く。

- 2 座長は、事務局の推薦及び構成員の同意により定める。
- 3 座長は、検討会の議長となり議事の進行に当たる。
- 4 座長は、必要に応じて検討事項に関係する者の出席を求めることができる。

(議事の公開)

第5条 本検討会については冒頭部分を公開とし、傍聴は不可とする。

- 2 本検討会の資料については、特段の理由がある場合を除き、開催後、国土交通省ウェブサイト内にて公開する。
- 3 本検討会の議事要旨は、事務局が座長の確認を得たのち、国土交通省ウェブサイト内にて公開する

(事務局)

第6条 本検討会の事務局は、国土交通省航空局総務課政策企画調査室に置く。

(守秘義務)

第7条 構成員は、本検討会を通じて知り得た秘密事項を漏らしてはならない。

(雑則)

第8条 この設置要領に定めるものの他、本検討会の運営に関し必要な事項については、本検討会で定めるものとする。

附 則

- 1 この規約は、令和元年10月30日から施行する。